

山形県金山町町制施行100周年記念式典会場設営・実施運営等業務委託仕様書

本仕様書は、「山形県金山町町制施行100周年記念式典会場設営・実施運営等業務委託」（以下、「本業務」という。）の契約候補者を公募するにあたり、必要とする基本的事項について定めるものである。

1 業務名

山形県金山町町制施行100周年記念式典会場設営・実施運営等委託業務

2 目的

本町は、令和7年1月1日に町制施行100周年を迎える。

本事業は、町制施行100周年を記念し、これまでの町づくりの歩みへ敬意と感謝を示し、町民が誇りと愛着を胸に「新たな100年を迎えに行く」という機運を高めるため、記念式典を開催するものである。

3 履行期間

契約締結日から令和6年11月29日まで

4 式典概要

(1) 開催日 令和6年10月5日（土）【予備日：同年10月20日（日）】

会場：金山中学校体育館

① 10月3日（木）13：00～17：00 及び10月4日（金）8：30～17：00 会場設営

② 10月5日（土）10：00～11：30 記念式典、撤収作業は同日17：00まで

③ 想定出席者450人程度（うち200人程度は小中高校生のため受付不要）

④ 次第（案）

・ カウントダウンオープニング動画（町で準備） 2分

・ 開式の辞 1分

・ 町の歌斉唱（町で準備） 3分

・ 町長式辞 5分

・ 議長式辞 5分

・ 来賓祝辞（県知事、最上管内市町村長代表、国会議員）5分×3名＝15分

・ 町民スピーチ（各世代スピーチ4名：小、中、成人、高齢者）

5分×4名＝20分

休憩 10分

・ 記念動画上映「金山の道。百年の光。」別途依頼済み 20分

- ・ 未来ビジョン提言（町長+町民数名） 5分
- ・ 未来テーマ動画（㈱SEGA XDへ依頼予定） 1分
- ・ 閉式の辞 1分

【現在の合計時間88分：90分で終了する予定】

5 業務内容

受注者は、「4 式典概要」を円滑に運営するため、次に掲げる運営・設営等に係る一切の業務を行うこと。業務内容は、下記の概要をベースに、受注者からの提案を踏まえ、金山町と十分に協議し決定すること。

（1） 記念式典の運営等

- ①会場準備設営（受付、本会場、土足対応とするため 1,500 m²を養生シートで被う想定。演台、椅子の準備は不要。）
- ②ステージの拡張を要する場合は、仮設ステージ備品を見積書に計上すること。
- ③設備用の電力確保
- ④音響
- ⑤映像上映
- ⑥照明
- ⑦動画記録
- ⑧映像記録（写真データ）
- ⑨現場監督
- ⑩式典会場内運営スタッフ
（※受付、会場誘導、駐車場交通整理スタッフは町職員やボランティアが対応）
- ⑪司会進行
- ⑫当日のマニュアル、会場レイアウト、各スタッフの進行台本の作成
- ⑬舞台装飾、ステージ等看板、演出等
- ⑭招待者への案内状発送（250通分）
※招待者リストの作成は町が行う。
※案内状のデザイン案を作成し、事前に町の確認を受けること。
- ⑮出席者リストの作成
※最終的な出席者リスト、席次等について町へ報告し、確認を受けること。
- ⑯当日席次の作成
- ⑰記念式典の次第（冊子）の作成
※冊子のデザイン案を作成し、事前に町と協議し確認を受けること。
※冊子は、来場者及び関係者に対し、金山町が準備する記念品とともに会場内で配布するもので、タイムスケジュール、町の歌等が記載されたものであること。

(2) 交通整理等

会場周辺の交通整理や駐車場入り口等での誘導案内等は町で行うが、安全確保に問題がないか、必要に応じて助言を行うこと。

(3) 実施報告

イベントの映像や内容、集計結果等を添えて、イベント終了後速やかに業務完了報告書を提出すること。

(4) その他

- ①イベント実施に必要な各種申請手続きに関すること。
- ②進行台本、会場レイアウト、必要なマニュアル等を作成し、主催者用として、必要部数を印刷し配付すること。

(5) 特記事項

- ①現在の式典内容を大きく変更せず、予算内で提案が可能な企画があれば、提案も可能とする。
- ②会場用備品は町所有備品を使用することができる。不足する物については協議のうえ準備を行う（仮設ステージは除く）。
- ③記念品は町が準備し株式会社でん六とのコラボ商品を配布する予定。
- ④祝辞、町民スピーチの人選、交渉、出演料の支払いは町が行う。
- ⑤町の歌の演奏者については、町が依頼する。
- ⑥本仕様書に定めない事項であっても、町が必要と認め、指示する簡易な事項については、協議の上、実施すること。

6 成果品の納入

上記5（3）実施報告をもって、成果品の納入とする。

7 著作権の譲渡等

本業務の成果品については、「金山町業務委託契約約款」第2条（権利義務の譲渡等）に定めるとおり取り行うこととする。

参考：（権利義務の譲渡等）

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合にはこの限りでない。

2 発注者は、この契約の成果（以下「目的物」という。）を自由に使用し、又はこれを使用するにあたり、その内容等を変更することができる。

8 予算金額（提案上限額） 7,940,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ただし、各年度における支払限度額については以下のとおりとする。

令和5年度… 330,000 円（事業計画等）

令和6年度…7,610,000 円（各種準備、式典運営等）

※この金額は提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではない。